# 「漢家の制」と皇后・皇太后

## ――漢代における皇帝支配の確立過程――

安永知晃

【要約】前漢代は最末期を除いて皇帝との実際の血縁・姻戚関係によって皇后・皇太后の尊卑秩序が構築されていた。文帝や昭帝が生母を皇太后に尊び、哀帝が実の祖母や生母を尊位に即けていたようにである。皇帝の妻・母である皇后・皇太后の地位自体も、皇帝に近いが故に諸侯王国の王后や王太后に比して格上げされ続けた。こうした秩序立ては前漢末には「漢家の制」と回顧され皇帝の至尊性を示すのに一定の効果があったが、皇帝ごとに秩序が構築されるため、非嫡子の皇帝が即位すると生母と先代皇后との尊卑が逆転し政治的対立を生むこともあった。しかし前漢末に皇后の地位が確立し皇太后となるための基本的地位となったことで、実際の血縁関係に左右されることのない、皇帝を中心とした礼制上の関係による秩序が構築されることになった。これにより、秩序の逆転や皇太后と皇帝生母の対立による政治的混乱は回避されるようになる。皇后位の確立は、実際の母子関係に左右されない安定的な皇帝支配体制をもたらしたのである。

史林　九八巻六号　二〇一五年一一月

## はじめに

「漢家の制は、親親を推して以て尊尊を顕らかにす」（『漢書』巻十一哀帝紀）という。また、「漢家の制は英賢を任ずと雖も、猶お姻戚を援く」（『後漢書』列伝十九申屠剛伝）ともある。前者は哀帝の詔で、後者は平帝期の申屠剛の言葉である。「漢家の旧典は、母氏を崇貴す」（『後漢書』列伝二十四梁統伝子竦条）と後漢和帝期には「旧典」とも言われる①。

いずれも皇帝の母を尊びその一族を優遇しようとする趣旨であり、「漢家」を冠することから「母氏を崇貴」するのは漢代的特徴と認識されていたようである。一方で、あらためて「母氏を崇貴」することを主張しているということは、「漢家の制」が漢代の歴史の中で形成された故事でありながら、当該期にはそれが揺らぎ従われていなかったということである。その形成と動揺の背景には何があったのであろうか。

皇帝の妻・母は通常、皇后・皇太后と呼ばれ、皇帝位が父子継承されていく上で非常に重要な存在であるが、注意しておかねばならないのは、ここで「漢家の制」という故事を持ち出し「崇貴」することを求めている対象――皇帝の母というのは先代皇帝の妻ではないという点である。すべての皇帝が先代皇帝の妻所生というわけでは当然なく、側室所生の皇帝もいれば先代皇帝の子でない皇帝すらいる。現皇帝の母とは別に先代皇帝の妻も存在し得るのであり、そうした状況で「漢家の制」という故事に拠れば現皇帝の生母を「崇貴」するべきだというのである。それは言い換えれば後漢時代にはすでにそうしたかつての慣例が変わりつつあったことを意味する。

この「漢家の制」は、単に現皇帝の母と先代皇帝の妻はどちらが尊いのかという問題以上に、漢帝国の尊卑秩序がいかなる基準によって構築されていたかを表しているという意味で重要である。皇帝の母という血縁、先代皇帝の正妻という地位、どちらが尊いとしても彼女らを支配体制に位置づけることになる以上、その基準は漢代の尊卑秩序の理念を具体化したものであり、ひいては皇帝自身の尊貴性や、皇帝位はいかに継承されていくべきかという問題にも関わる。漢代が皇帝制度の始まって間もない時期であることを踏まえれば、「漢家の制」の形成と動揺は、皇后・皇太后の理念的あり方の形成に関わっているとともに、それらをその中に位置づける皇帝支配の大きな枠組みが、儒教による国家支配のあり方の変質を経て確立していく過程とも重なっていよう。すなわち皇后・皇太后という地位をあらためて丁寧に見直していくことが、漢代における皇帝支配を明らかにする上でも必要な手続きなのである。

皇后・皇太后については専論がいくつかある。鎌田重雄「漢代の後宮②」は皇帝の後宮の称号や人数、妻妾の採択や斥出

の方法等を考察したものである。谷口やすよ「漢代の皇后権」[3]は、皇后には皇帝が帝嗣未定で死んだ場合に王朝創始者の徳を帝嗣に伝える役割があったと論じる。また、岡安勇「漢魏時代の皇太后」[4]は皇太后の権限について述べ、皇太后は外戚や宗室の管理権限を持っており、それは立后・廃后や皇帝廃立にまで及んでいたとする。下倉渉「漢代の母と子」[5]は、母を結節点とする血族的絆意識が漢代に存在したことを論じ、その親族観念を「母の原理」として、それが皇帝一家においては、皇帝と母の皇太后や外戚との相互的援助・保翼関係を裏付けていたとする。保科季子「天子の好逑」[6]は、漢代における皇后の地位と儒教経学の解釈の変遷を関連させて捉え、皇后の権威が武帝期から上昇し後漢初期に頂点を迎えた後、皇帝の至尊の地位に屈していく過程を跡づけている。いずれも皇后・皇太后に関して重要な指摘を含む基礎的研究であるが、支配体制の中での皇后・皇太后の位置づけとその変遷が、冒頭に述べたような「漢家の制」の変遷といかに関わるかについては検討されていない。

以上のような問題意識のもと本稿では、「漢家の制」の変遷とともに、皇后や皇太后の地位がいかにして確立され、またそれが皇帝支配のあり方といかに関わったかの解明を課題とする。まず「皇后」や「皇太后」の語が現れた漢代初期の政治的背景を確認し、皇帝制度の最初期における皇帝の妻・母と皇帝位との関係を明らかにする。つづいて皇太后や皇后が漢帝国全体においてどのように位置づけられていたのかを、皇帝側室や諸侯王の母・妻妾との比較のもと検討する。最後に「漢家の制」の語が現れた前漢末の政治動向を整理して「漢家の制」が揺らいだ背景を探り、皇帝を中心とする支配体制がどう変化を遂げたのかを考察する。前述したように、「漢家の制」は尊卑秩序ひいては支配秩序の理念を表したものであるから、本稿は漢代における皇帝支配の確立過程を明らかにする上でも重要な視点を提供するはずである。

ところで皇后・皇太后に関する史料は限定的で、その中で変化を跡づけていくのは困難である。そのため本稿では史料中での呼称、称号の変化に注意を払った。従来のように皇后・皇太后のあり方の変遷をその行動から跡づけようとすると、例えば皇帝即位時の皇太后の行動といったように類型的な記述を見せる諸史料に依存せざるを得ず、史料不足に陥ってい

た。そこで本稿では史料中の呼称や称号に着目し、それらを一つの事例として活用することで称号の時期的使用傾向という新たな客観的事実を得ることができた。またその際にはその事例を機械的に扱うのではなく、例えば複数の呼称・称号が並列される場合はそれらが具体的に何を指し示すかや対応関係についても検討を加えるなどした。これによって史料の不足を補い、変化の跡づけを可能としたのである。

以上のような手順と方法によって考察を進め、漢代における皇帝支配が確立されていくなかでの皇后・皇太后の役割やそのあり方の変容を明らかにすることとする。

① 「漢家の制」や「漢家の旧典」を含む漢代の故事については、邢義田「従〝如故事〟和〝便宜従事〟看漢代行政中的経常与権変」（同『秦漢史論稿』（東大図書公司、一九八七）。後、同『治国安邦』（中華書局、二〇一一）に所収）、広瀬薫雄「漢代の故事」（同『秦漢律令研究』（汲古書院、二〇一〇）第六章）がある。

② 鎌田重雄「漢代の後宮」（『史潮』第十年第一号、一九四〇。同『秦漢政治制度の研究』（日本学術振興会、一九八二）に所収）。

③ 谷口やすよ「漢代の皇后権」（『史学雑誌』八七-一一、一九七八）。また同「漢代の『太后臨朝』」（『歴史評論』三五九、一九八〇）もある。

④ 岡安勇「漢魏時代の皇太后」（『法政史学』三五、一九八三）。

⑤ 下倉渉「漢代の母と子」（『東北大学東洋史論集』八、二〇〇一）。また同「『太后詔曰』攷」（『東北大学東洋史論集』九、二〇〇三）もある。

⑥ 保科季子「天子の好逑—漢代の儒教的皇后論—」（『東洋史研究』六一-二、二〇〇二）。

## 一　文帝期における皇太后

皇后・皇太后について『漢書』巻九十七外戚伝序には次のようにある。

> 漢興るや、秦の称号に因り、帝母は皇太后と称し、祖母は太皇太后と称し、適は皇后と称し、妾は皆夫人と称す。

皇太后・太皇太后・皇后の称号は秦に因ったもので、皇帝の母・祖母・適（妻）の称号と説明するが、成立時期や経緯に

ついては触れられていない。皇帝号創設に伴い皇后・皇太后は自動的に誕生したのであろうか。

始皇帝や二世皇帝の妻については史料に記載はなく、「秦の称号に因」ったことを確認することは現在のところできない。興味深いのは、統一後に始皇帝が亡き母に帝太后という称号を贈っていることである。[①] 皇太后ではなく帝太后であるのは注目すべきことであり、当初は皇帝の母・妻を帝太后・帝后としていたのかもしれない。[②]

皇帝の妻・母の称号について『史記』をもとに漢初の例を調べると、[③]「皇后」・「皇太后」が使用された例は意外にも少ない。高祖の妻呂后と少帝弘の妻呂氏（呂禄の娘）は一度も「皇后」と記されず、「正后」や「呂后」等と記される。また恵帝の妻張氏は「孝恵皇后」と記されるが、恵帝存命中も崩御後も変わらず「孝恵皇后」と記されているため、「孝恵皇后」は呂氏一族が誅殺され文帝が即位してから北宮に留め置かれて以降の称号であり、それが時期に関わりなく使用されたものと考えられる。保科氏[④]も、「孝恵皇后」は文帝時代に贈られた諡号の可能性があると指摘している。つまり文帝が即位するまでに「皇后」が実際に使用された確証はないのである。

また「皇太后」についても、張氏は「皇太后」と記されることなく、呂后もほとんどが「呂太后」や「太后」と記される。呂后に対して「皇太后」が使用されるのは一例のみであり、それも称制中であるだけでなく少帝恭を廃さんとする呂后に対する大臣等の言葉である。[⑤] こうした特殊状況において現れた称号であることは留意しておかねばならない。

このように高祖・恵帝・少帝（呂后称制）時代には「皇后」の確実な使用例はなく、「皇太后」も一例のみである。ところが文帝時代になると、一転して皇太后・皇后という称号がはっきり記されるようになる。

呂后崩御後、「呂氏の乱」を経て高祖の子・代王（文帝）が即位する。文帝は高祖の側室・薄氏の子で、このときも薄氏は存命であった。この薄氏が、皇太后であったと断言できる最も古い例である。『史記』外戚世家薄太后条には次のようにある。

代王立つこと十七年にして、高后崩ず。大臣 後を立つるを議し、外家呂氏の彊きを疾み、皆薄氏の仁善なるを称め、故に代王を迎え、立てて孝文皇帝と為し、而して太后 号を改め皇太后と曰い、弟の薄昭 封ぜられ軹侯と為る。

「太后 号を改め皇太后と曰う」とあって代王太后を皇太后とすることが明記されている。このような皇太后進号記事は『史記』中には薄氏だけであり、「皇太后」使用例の傾向から見ても際立っている。

文帝元年（前一七九）三月の立后記事には「太子の母を立てて皇后と為す」と「皇太后」につづいて「皇后」も明記されている。⑥また、皇太子の称号が最も早く現れるのも文帝時代の「孝文の時、呉の太子 入見し、皇太子に侍り飲博するを得。」（『史記』巻百六呉王濞列伝）という史料であり、これ以前の記事では単に「太子」と記される。⑦文帝期が画期であることは明らかである。

皇太后となった薄氏は長安に迎えられる。『史記』巻十孝文本紀に拠れば、

（元年十月）辛亥、皇帝 阼に即き、高廟に謁ゆ。右丞相平を徙して左丞相と為し、太尉勃を右丞相と為し、大将軍灌嬰を太尉と為す。諸呂の奪う所の斉楚の故地は、皆復して之に与う。壬子、車騎将軍薄昭を遣りて皇太后を代より迎えしむ。

と、文帝は践阼し謁廟をした後、丞相・太尉の人事や諸侯王の領地の調整とともに、皇太后薄氏を迎える手配をしている。新皇帝が即位してすぐのこの時点において、文帝は皇太后を迎えることにどのような意味を求めていたのだろうか。

もともと文帝は代王であり皇帝となることは予定されていなかった。⑧呂后崩御後、所謂「呂氏の乱」が起こり、呂氏だけでなく少帝弘も排除されることとなったため、大臣等が次期皇帝について合議した結果、文帝が選ばれたのである。選定の過程については『史記』孝文本紀に記されている。

諸大臣　相与に陰かに謀りて曰く、「少帝及び梁・淮陽・常山王は、皆真の孝恵の子に非ざるなり。呂后　計を以て詐りて他人の子を名づけ、其の母を殺し、後宮に養い、孝恵をして之を子となさしめ、立てて以て後及び諸王と為し、以て呂氏を彊くす。今皆已に諸呂を夷滅し、而して立つる所を置けば、即し長じて事を用うれば、吾が属　類無からん。諸王の最も賢なる者を視て之を立つるに如かず。」と。

大臣等は少帝や諸侯王を恵帝の子ではないとして否定し、少帝が成長すれば自分たちに危険が及ぶかもしれないと危惧する。そこで次の皇帝を諸侯王から選ぶにあたり、最初に斉王、次に淮南王が候補として挙がるが、いずれも母家が「悪」であるとして却下される。その後に名が挙がったのが代王である。

廼ち曰く、「代王は方に今高帝の見子において、最も長にして、仁孝寛厚なり。太后家の薄氏は謹良なり。且つ長を立てるが故に順なり、仁孝を以て天下に聞こゆれば、便なり」と。廼ち相い与に共に陰かに人をして代王を召さしむ。

文帝が選ばれた理由は、存命の高祖の子のうち最年長で「仁孝寛厚」であり、母家が「謹良」であったからという。文帝が皇帝候補としては三人中の一人に過ぎなかったことがよくわかる。

こうした経緯を経て即位した文帝にとって、同じ立場であった他の諸侯王との差を明確にしておかなければならない。自身は既に代王ではなく最も尊い皇帝であるとの表明が必要であった。皇帝即位儀礼⑨を謁廟まで完全に行ったのは皇帝となることの最大の表明である。薄氏への皇太后進号も同様に捉えられよう。すなわち、これから皇帝に即位するのは文帝であり、その母たる薄氏もまた尊く、だからこそ薄氏は皇太后という尊い称号にふさわしいのである、と。

薄氏を諸侯王の母である王太后の称号のままにしておくことは、皇帝と諸侯王の差異を文帝自ら不明瞭にするようなも

のであり、王太后のまま据え置くことは到底できない。そのため、どうしても皇帝の母としての称号を贈る必要があったのである。このように考えたとき、呂后が群臣から特に尊ばれて皇太后と称されたことが重要な意味を持っていたことに気づかされる。両者は高祖との関係においては妻妾であるが、皇帝（恵帝および文帝）の母という点では異なるところがない。この一点のみによってこそ、薄氏は他ならぬ皇太后に尊ばれなければならなかったのである。

立后や太后進号をあまり記さない『史記』において薄氏への皇太后進号が特記されているのは、文帝が薄氏の称号として皇太后を強調した証であろう。[10] 文帝が薄氏の存在を重要視していたことは、即位後すぐに薄氏を迎える手はずを整えていることによく表れている。文帝は皇太后を明示するとともに、妻・太子にも皇后・皇太子の称号を使用し、諸侯王との差異を明確にしようとしたのである。

① 『史記』巻八十五呂不韋列伝に「始皇十九年、太后薨、諡為帝太后、与荘襄王会葬芷陽。」とある。なお、索隠によると秦には諡法はなく、これは称号であって生前の行いを表したものではない。

② 『史記』巻九呂太后本紀には「以呂王産為相国、以呂禄女為帝后。」とあり、実際に呂后（呂禄の娘）が「帝后」と呼ばれる事例が見られる。ただし『史記』巻四十九外戚世家には「而以呂禄女為少帝后」ともあり、呂太后本紀は「少」字が欠落している可能性がある。

③ 『漢書』は称号に関して定型化した記述法（例えば本紀において、「太子即皇帝位、尊皇太后某氏曰太皇太后、皇后曰皇太后。」と即位記事は定型化している）を採っており、称号の使用実態を忠実に表しているか疑問である。ここでは、編集・加工がより少ないのは『史記』の方であると考え、『史記』をもとにする。

④ 前掲保科季子「天子の好逑」。

⑤ 称制中の呂后が、少帝を廃すことを提案した後に、群臣が頓首して「皇太后為天下斉民計所以安宗廟社稷甚深、羣臣頓首奉詔」（『史記』呂太后本紀）と言っている。

⑥ 『史記』巻十孝文本紀に「（文帝元年）三月、有司請立皇后。薄太后曰、「諸侯皆同姓、立太子母為皇后」。皇后姓竇氏。」とある。

⑦ なお、薄氏は孫の景帝期に「四月壬午、孝文太后崩。」（『史記』巻十一孝景本紀）と「孝文太后」と記され、竇氏は孫の武帝期に「後六年、竇太后崩。」（『史記』巻十二孝武本紀）と「竇太后」と記されるように、いずれも「太皇太后」とは呼ばれない。『史記』には「太皇太后」使用例はなく（猪少孫の補記にのみある）、太皇太后の号は竇太后以後に成立したようである。

⑧ 文帝の即位時の状況に関する研究として、佐藤達郎「前漢の文帝―その虚像と実像―」（『古代文化』五二-八、二〇〇〇）、上野有美子「前漢文帝期の政治における一考察」（『史窓』五八、二〇〇一）がある。

⑨ 皇帝の即位儀礼については西嶋定生「漢代における即位儀礼」（『榎博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社、一九七五。同『中国古代国家

と東アジア世界』（東京大学出版会、一九八三）に所収。）や金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』（岩波書店、二〇〇六）第八章「中国古代の即位儀礼と郊祀・宗廟」がある。

⑩ 文帝以前に、皇后・皇太后・皇太子という称号が実際に使用されていたかは明言することはできない。まずは、いかなる過程を経て呂后が皇太后と称されるようになったのかについて、さらに検討を重ねる必要がある。「王の太后」である王太后や「皇帝の太后」である帝太后と、「皇なる太后」である皇太后とでは自ずと称号の性格が異なり、「皇なる太后」が出現した相応のきっかけが求められるからである。ただし、この問題は史料が限られるだけでなく、呂后政権についての理解にも関わるため、本稿では『史記』における称号の使用傾向から文帝期において皇太后が強調されていることを指摘するに留める。

## 二　諸侯王国と皇后・皇太后

### （一）王后・王太后の地位の変遷

前章では、「皇后」・「皇太后」の用例を手がかりに、文帝が薄氏を皇太后に尊んだ背景について検討した。それではその皇太后や皇后は漢帝国全体の中でどのような位置づけを与えられていたのか。諸侯王国との比較から考えてみたい。

諸侯王の母が王太后、妻が王后であることは漢初から確認できる。[1] ただし王后・王太后についての制度や規定は史料中には記されておらず、個々の事例から考える必要がある。[2]

恵帝のとき、斉王殺害未遂事件に起因する一連の出来事があり、ここに漢初の王太后の地位の特徴が表れている。まず事件の概要を見てみよう。斉王（恵帝の兄）は来朝して恵帝と燕飲したとき、家人の礼によって上座についたため呂后の怒りを買い長安から出られなくなってしまう。そこで王に同行していた斉の内史が脱出策を進言する（『史記』呂太后本紀）。

> 斉内史の士 王に説きて曰く、「太后には独だ孝恵と魯元公主有るのみ。今王に七十余城有り、而れども公主廼ち数城を食むのみ。王誠に一郡を以て太后に上り、公主の湯沐邑と為さば、太后必ず喜び、王必ずや憂い無からん」と。是に於いて斉王 廼ち城陽の郡を上り、公主を尊び王太后と為す。呂后喜び、之を許す。

進言に従い城陽郡を献上して呂后の子の魯元公主を王太后に尊んだところ、長安を脱出することができたという。その「王太后」の地位には続きがある（呂太后本紀）。

> 魯元公主薨じ、諡を賜いて魯元太后と為す。子の偃を魯王と為す。魯王の父は、宣平侯の張敖なり。…（略）…宣平侯張敖卒し、子の偃の魯王為るを以て、敖は諡を賜わり魯元王と為る。

その後、魯元太后が亡くなると子の張偃が魯王とされることとなった。③このとき魯元太后の夫の張敖は宣平侯として健在で、死後には魯元王の諡号を贈られたという。④

この一連の出来事から導くことができるのは次の二点である。まず、王太后に尊ぶことが脱出策になりうるほど王太后の地位は重いと認識されていた点である。恵帝に対して従順であるとの表明になると斉王は考え、呂后も喜んで受け入れたというほど、王太后の地位は貴重でなければならない。

二点目は王太后の子は王、という社会通念が存在したことである。白馬の盟の「劉氏に非ざれば王たり得ず」という内容は有名であるが、言うまでもなく張偃は劉氏ではない。にもかかわらず異姓たる張偃の封王がすんなりと行われ、呂氏封王以前でありながら呂氏封王のように批判が集まらなかった点はもっと注目されねばならない。王の母が王太后であるというだけでなく、王太后の嫡子は王という理論が成り立ったということであろう。単に尊重なる地位というだけでなく、政治的意味も持ちうる地位であることがうかがえる。

つまり王太后は漢帝国全体の秩序の中でも比較的尊貴な地位にあったことが推測できる。こうした地位は諸侯王の強力な勢力に支えられたものであろう。王国統治権を有する諸侯王が高い地位を占めていたからこそ、その母たる王太后も尊貴な地位と認識されうるのである。しかし、漢代を通して王太后位がかくの如き尊重なる地位であり続けた訳ではなかろ

う。おそらくそれは諸侯王が統治権を有していた前漢前半期に限られると思われる。王太后が諸侯王を基盤とした地位である以上、呉楚七国の乱以後も諸侯王勢力が徐々に削がれていく中で、王太后だけがその地位の低下を免れ得るはずがないからである。

王太后の地位の低下を表しているのが、皇帝の側室が王太后となる時期である。『史記』孝景本紀に、

（前七年）四月乙巳、膠東王太后を立てて皇后と為す。丁巳、膠東王を立てて太子と為す。名は徹なり。

とあるように、景帝のころは夫たる景帝が存命であっても王夫人は膠東王（後の武帝）の母であるが故に王太后となっている。[5] しかし、百年近く下った宣帝期になると、宣帝側室の張氏は子が淮陽王となっても太后と称されることなく、側室の位である婕妤のまま死去している。[6] 同じ宣帝側室である中山王竟の母戎氏が、元帝期に太后と称されていることから考えれば、夫の皇帝が存命であれば王太后を称せなくなっていることは明らかである。そして元帝期になると「上尚在れば、未だ太后と称するを得ず」（『漢書』外戚伝孝元傅昭儀条）と明文化されるに至る。

これは王の母としての立場よりも皇帝の側室としての立場を優先し、諸侯王の母であっても皇帝の側室として位置づけるものである。漢朝と諸侯王国の関係のもと、彼女らは諸侯王の母として皇帝の母たる皇太后に対応するのではなく、あくまで皇帝の正室である皇后に対する側室として位置づけられたのであった。諸侯王の母であっても夫の皇帝存命中は皇后の下位に置かれるということは、相対的に皇后位が格上げされることになろう。

こうしてみると、王太后が皇帝の統制を受け格下げされていく過程が浮き彫りになる。前漢初めに呂后の心を動かすほどの意味を持った王太后の地位は、諸侯王の勢力が縮小するとともに低下し、遅くとも宣帝期には王の母という立場よりも皇帝の側室の立場が優先されるようになる。さらに後漢になると、諸侯王の妻・母が王后・王太后から格下げされて王

妃・王太妃と呼ばれるに至ることは、保科氏が既に指摘している通りである。⑦

以上のように、王太后は時代とともに格下げされたが、その背景には皇帝と諸侯王の政治的関係の変化があった。諸侯王を起点とした称号ではなく皇帝を起点とした称号が使用されることは、とりもなおさず皇帝を中心とした秩序の構築を意味する。こうした動きとともに皇帝の至親である皇太后や皇后は相対的に格上げされていったのである。

### （二）諸侯王抑損政策と後宮の変遷

皇帝を中心とした秩序の構築が進むなか、王太后の地位が変化していったことは前節で述べたが、同様に皇帝の尊貴性を相対的に高める目的で行われたのが、歴代皇帝によって行われた諸侯王抑損政策である。

まず、A恵帝元年（前一九四）には諸侯王国の相国が除かれて行政最高の官である相国は皇帝の朝廷のみに限られることになり、⑧B景帝中五年（前一四五）には王国官制の改編が行われ、王国の丞相はさらに一段階引き下げられて相となった。⑨つづいて、C武帝太初元年（前一〇四）には、中央の官名が変更されて、例えば中尉が執金吾に、郎中令が光禄勲となったように、官名が嘉名を使用したものになった。このとき王国の官名には変化がないから、諸侯王国は相対的に引き下げられたことになる。また、D同じ官であっても、漢の郎中令（光禄勲）や太僕が中二千石、諸侯王国の郎中令や（太）僕は千石であったように、秩禄にも差等があり漢帝国と諸侯王国の差異を示唆していた。

これら官制改編と前節で見た妻や母の地位の変容は、全て皇帝と諸侯王の対比のもと行われているため、彼女ら以外の後宮構成員である側室にも皇帝と諸侯王の関係を投影した変化が看取できるはずである。以下、後宮の変遷について見ていくことにする。

漢皇帝の後宮について、『漢書』外戚伝序に拠れば、

> 漢興るや、秦の称号に因り、帝母は皇太后と称し、祖母は太皇太后と称し、適は皇后と称し、妾は皆夫人と称す。又美人、良人、八子、七子、長使、少使の号有り。

と、漢初においては皇帝の側室は夫人、美人以下、七階級であったという。夫人と美人以下が区別されて記されていることに注意しておきたい。

一方、諸侯王の側室については『二年律令』置吏律に「諸侯王得置姫八子、孺子、良人。」（二二一）とある。これは漢初における規定であるが、ここには記されない美人が諸侯王の側室として『漢書』中に見える。例えば、高祖子の淮南王長の母は「趙王張敖美人」であり（巻四十四淮南衡山済北王伝淮南王長条）、景帝期封王の衡山王賜の側室には「美人厥姫」（同伝衡山王賜条）、江都王非の側室には「美人淖姫」がいたように（巻五十三景十三王伝江都王建条）、景帝期までは一貫して美人の存在が認められる。この事実と、『二年律令』の規定には美人が見えないという齟齬をどう理解するべきであろうか。それには『二年律令』中の「姫」に注目する必要がある。

そもそも「姫八子」という称号は他の史料には一切見られないため「姫」と「八子」を分けて読む必要があるが、それでは「姫」は称号のひとつかといえばそうではない。漢初から武帝初期まで、皇帝の妻妾のうち皇后と夫人以外はすべて「姫」と呼ばれているように、「姫」は夫人以外、すなわち美人以下の側室を指す呼称であった。夫人と美人以下には大きな区別があったものと考えられ、前掲の外戚伝序において夫人と美人以下が分けて記されているのはそのためである。つまり、夫人と、「姫」に区分される美人以下があったということである。

なお、鎌田重雄「漢代の後宮」は「姫」を「愛幸を受けた賤妾」としているが、それは皇帝の側室に対する検討のみから導かれたものである。しかし、以下に述べていくように皇帝と諸侯王の側室が対応関係を見せている以上、諸侯王の側室に対する検討も加味した定義が必要である。『二年律令』置吏律のような諸侯王の側室についての規定に、後に読みを

提示するように「姫として某を置くことを得」とあり、この「姫」に「愛幸を受けた」という意味は込められない。「姫」とは単に側室の内の比較的位の低い者の意とするのが適当であろう。ここで鎌田氏の言葉を借りて位の高い側室を貴妾、低い側室を賤妾と表現すれば、側室の区分として貴妾と賤妾があり、皇帝の貴妾としては夫人、賤妾としては美人以下が相当し、この賤妾が史料上では「姫」と記されたのである。

この理解のもと再び諸侯王の側室について見ると、衡山王賜の側室として「美人厥姫」と「姫徐来」が並列されているから（『漢書』巻四十四淮南衡山済北王伝衡山王賜条）、諸侯王の側室に関しては美人は「姫」に含まれておらず、「姫徐来」の「姫」が賤妾を表すのに対し、「美人厥姫」の「美人」は賤妾の「姫」の対語として貴妾を表していると考えられる。[10] したがって『二年律令』の規定は「諸侯王 姫として八子、孺子、良人を置くを得」と読み、「姫」の区分として八子、孺子、良人を置くことを許可したものと言えよう。[11]

こうした諸侯王の側室の状況を皇帝との対比から言えば、諸侯王の側室にも貴妾と賤妾の区分があったが、諸侯王の貴妾は皇帝の貴妾が夫人であるのに対して美人の称号に留まっていた。[12] 換言すれば、諸侯王の側室には夫人という称号の使用が認められておらず、皇帝と諸侯王の間には使用できる側室の称号に差等が設けられていたということである。[13]

『漢書』には諸侯王の側室として美人・姫以外にも八子と家人子が見られる。家人子は後宮の称号の無い者の呼称であり、[14] 八子は先の『二年律令』に拠れば「姫」に区分される側室の称号である。ところが八子の使用例として「宮人姫八子有過者」（『漢書』景十三王伝江都王建条）という史料がある。江都王建が過ちのあった宮人に対して非人道的な仕打ちを行ったというものであるが、その仕打ちの対象を「姫」に区分される八子に限定するのは不自然であるため、「宮人の姫の八子」（宮人の、「姫」に区分される八子）ではなく「宮人の姫・八子」（宮人の、「姫」と八子）と読み、八子を「姫」に含まれない側室としなければならない。しかも単なる一称号ではなく、ここでは「姫」すなわち賤妾に対応して貴妾という意味が込められており、「宮人の賤妾も貴妾もそうした仕打ちの対象となった」と読まなければこの不自然さは解消されない。

したがって、この『漢書』中の「八子」は貴妾を表しているとするのが適当であろう。

この江都王建の側室の八子のほか、武帝期に即位した広陵王胥には「八子郭昭君」（『漢書』巻六十三武五子伝広陵王胥条）があり、宣帝期の菑川王終古は「愛する所の奴をして八子及び諸御婢と姦せし」めたことが記されており（『漢書』巻三十八高五王伝菑川王志条）、八子は諸侯王の側室として一度ならず現れるが、それらは全て武帝期以降に王となった諸侯王の後宮に限られる。一方、美人は先に挙げたように高祖期から景帝期に封王された諸侯王の後宮に見えるものの、武帝期以降に王となった諸侯王の後宮にはまったく見られない。以上の如く諸侯王の側室としての美人と八子は『漢書』中で明確に出現時期が分かれていることから、武帝期中に貴妾の称号が美人から八子へと変化――秩禄を考えれば格下げされたと思われる。

武帝期には皇帝の後宮の改編も行われている。先に引用した『漢書』外戚伝序の続きには次のようにある。

> 武帝に至り婕妤、娙娥、傛華、充依を制し、各おの爵位有り、而して元帝 昭儀の号を加え、凡そ十四等。昭儀は位、丞相に視え、爵は諸侯王に比す。婕妤は上卿に視え、列侯に比す。娙娥は中二千石に視え、関内侯に比す。傛華は真二千石に視え、大上造に比す。美人は二千石に視え、少上造に比す。八子は千石に視え、中更に比す。…（略）…

長くなるので全ては引用しないが、武帝期に後宮が整備されて十三階級となり、婕妤、娙娥、傛華、美人、八子、充依、七子、良人、長使、少使、五官、順常、無涓・共和・娯靈・保林・良使・夜者という称号が置かれ、元帝期には婕妤の上に昭儀を置いて十四階級となったという。この後宮改編は、それまで皇帝の貴妾であった夫人に代わって新たに置かれた婕妤、娙娥、傛華がいずれも「美しい」という意味をもつ嘉名であること、および比される官位や爵が定められたことに特徴がある。諸侯王の貴妾が格下げされたことと対照的であり、漢帝国と諸侯王国との差異を強調するものである。また、

比される爵（秩禄）を見ても、諸侯王の八子が秩六百石であるのに対し、[15] 皇帝の八子は上記の通り千石である。ここでも差等をつけて、漢帝国および皇帝の優位を示しているのである。

以上見てきたように、a. 皇帝の貴妾の称号である夫人は諸侯王の貴妾の称号としては使用が認められていなかったこと、b. 諸侯王の貴妾は少なくとも景帝期までは美人であったが武帝期中に八子に格下げされたこと、c. 皇帝の貴妾である夫人は武帝期に細分化されて新たに置かれた側室の称号には嘉名が用いられたこと、d. 同じ称号であっても皇帝と諸侯王の側室の爵（秩禄）には差等が設けられていたこと、これらはすべて皇帝と諸侯王の関係性を反映した事象であった。本節冒頭に掲げた官制改編と全く同じ構図を後宮においても確認することができる。母や妻のみならず、側室も含めた後宮全体が夫の地位と密接に関連しており、皇帝が尊いが故に皇帝の後宮は諸侯王の後宮に比して格上げされ続けたのである。

① 例えば『史記』外戚世家薄太后条に「而薄姫以希見故、得出、従子之代、為代王太后。」と王太后が見え、また竇太后条に「至代、代王独幸竇姫、生女嫖、後生両男。而代王王后生四男。」とあり王后も確認できる。

② 王太后になるには大まかに分けて二つのケースがあり、ひとつは皇帝の側室が所生の子が諸侯王であることによって王太后となるケース、もうひとつは諸侯王の妻妾が、諸侯王の薨去に伴う所生の子の王位継承により王太后となるケースである。両者を完全に同一視することはできないが、本節においてはその区別を必要としない場合は特に注記せず、特に区別を要する場合にのみ、どちらのケースであるかを明記することにする。なお、漢初の事例として本文中に挙げた魯元公主への王太后進号はどちらにも当てはまらない特殊ケースであるが、王太后の地位についての一般的認識をうかがう上では問題はない。

③ 公主の湯沐邑に封じたため、従来の魯国とは版図が異なる（『漢書』補注）地理志の城陽郡及び魯国の条に考証がある）。そのためか、張偃が魯王ではなく魯元王と記される箇所がある（呂太后本紀後半等）。

④ この一連の出来事の事実関係について、『史記会注考証』や『漢書』補注）には様々な解釈が載せられている。それらは、魯元太后がどこの所属であるのかという点に集約できる。史料には「王太后と為す」とあるだけで国号が付されていない。魯とすれば王が不在となり、斉とすれば兄である斉王から母として仕えられることになり、どちらも理に問題があるのである。本稿の趣旨に直接関係しないが、現時点での私見を述べておく。先学の説を踏まえて考証すると、顔師古が主張するように斉王は無事に帰るために呂后に取り入る必要があり、呂后にはできないことをする必要がある。斉王が他国の王太后に尊ぶことができるのであれば、呂后にも恵帝を通じてできるはずである。よって前提として、魯元公主の所属は斉と考えなければならない。一方で、『漢書』恵帝紀と斉王伝にも城陽郡の献上と王太后に尊んだことが記

されているが、『史記』斉悼恵王世家では城陽郡の献上しか記されていない。これは、王太后の尊号は単独として存在せず、城陽郡献上を前提としていたことを表しており、それとセットで考えなければならない。つまり、魯元の食邑である魯県と献上した城陽郡において王太后として尊び、その地位を斉王が保証した（＝斉所属の意）のである。これは斉王の脱出策であり、斉内史が「太后には独だ孝恵と魯元公主有るのみ」と言っているように、斉王が魯元や恵帝に対して従順であると呂后に示すことが重要である。魯元公主の湯沐邑を増やしただけでは斉王の恵帝に対する姿勢を示すことにはならない。その観点から言えば、斉王が魯元の地位を保証することは非常に効果的である。必然的に、魯元太后は形式的であっても斉に所属していなければならないのである。

⑤ この点については、「后」の権威化に関連づけて前掲保科季子「天子の好逑」が既に指摘している。なお、膠東王太后は『史記』外戚世家王太后条に「卒立王夫人為皇后、其男為太子、封皇后兄信為蓋侯。」とあるように夫人という皇帝側室の称号も同時に有している。

⑥ 『漢書』巻八十宣元六王伝淮陽憲王欽条に「淮陽憲王欽、元康三年立、母張婕妤有寵於宣帝。…宣帝崩、元帝即位、乃遣憲王之国。時張婕妤已卒、…。」とある。

⑦ 前掲保科季子「天子の好逑」。例えば、「質帝母陳夫人為渤海孝王妃。」（『後漢書』本紀八孝霊帝紀）とあり、「小黄門、…諸公主及王太妃等有疾苦、則使問之。」（『続漢書』百官志）とあるように、王妃・王太妃と称される。

⑧ 『漢書』巻三十九曹参伝に「孝恵元年、除諸侯相国法、更以参為斉丞相。」とある。

⑨ 『漢書』巻十九百官公卿表に「景帝中五年令諸侯王不得復治国、天子為置吏、改丞相曰相、省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官、大夫・謁者・郎諸官長丞皆損其員。」とある。官員が減損されるとともに、丞相が相へと格下げされている。

⑩ 「厭姫」の「姫」は名が不明であるためと考えられる。「姫」には賤妾の意味のほかに、「姓＋『姫』」の形で名が不明である場合の表記方法として使われた可能性を想定しなければならない。

⑪ 冨谷至編『訳注篇　江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』（朋友書店、二〇〇六）も「姫として八子以下を置くことができた」と解釈している。

⑫ 『二年律令』置吏律には「徹侯得置孺子、良人。」（二二二）とあり、徹侯（列侯。武帝の諱を避けて列侯に改められた）についても同様の規定がある。皇帝と諸侯王だけでなく徹侯（列侯）も含め、夫の地位の高下に応じて側室の位が規定されていたことは明らかである。なお、列侯の妻は夫人と称されるが、本章で問題としているのは側室としての夫人である。漢代の女性秩序の中に「夫人」という位がありそれは皇帝の貴妾、諸侯王の妻と貴妾の中間、列侯の妻に相当しており、これも夫の地位の序列を反映していたと捉えるべきかもしれないが、夫の地位が異なるとはいえ妻妾で同じ称号を使っていたかはあらためて検討が必要である。ここではひとまず側室としての夫人と、列侯の妻としての夫人はカテゴリを異にする称号として扱うことにする。

⑬ 広川王去の後宮には、『漢書』景十三王伝広川王去条に「後去立昭信為后、幸姫陶望卿為脩靡夫人、主綿帛、崔脩成為明貞夫人、主永巷。」とあり、「独昭信兄子初為乗華夫人、得朝夕見」とあるように、「脩靡夫人」・「明貞夫人」・「乗華夫人」が見える。また『漢書』巻六十三武五子伝燕王旦条に拠れば燕王旦の後宮には「華容夫人」があった（同伝同条の「后姫諸夫人」や「后姫夫人」等はこれらの「某某夫人」を指していると考えられる）。しかし後宮の称号としての「夫人」に「脩靡」などの号を冠す例は通常は見られず、通常の側室の称号で

はないと考えられる。事実、脩靡夫人は「繒帛を主る」、すなわち絹織物を「脩靡」――修繕することをつかさどり、明貞夫人は「永巷を主る」、すなわち後宮を「明貞」――清らかで節義あるように導いていたように、与えられた称号は特別任務の内容と関わるものであった。普遍的な称号ではなく雑号的なものであったことがわかる。『漢書』武五子伝昌邑王髆条には「昌邑哀王歌舞者張修等十人、無子、又非姬、但良人、無官名、王薨当罷帰。」とあり、良人が姬に含まれないとしている。良人は『漢書』外戚伝序にもあるように一般的には側室の称号であるが、すべてが側室の称号というわけではないようである。また『漢書』景十三王伝広川王去条には「使其大婢為僕射、主永巷」ともあり、「大婢」が僕射となって永巷を主っている。陳直『漢書新証』はこれを永巷僕射とした上で、その就任者は通常はすべて宦官であると指摘している。「姬」である陶望卿が「脩靡夫人」となったり「大婢」が永巷僕射となったり等、本来は地位の比較的低い者が職掌をもって側室の位階とは別の体系による称号や官職を得る例が武帝期以降には見られる。この傾向を理解した上で、ここでは側室の称号のみを考察の対象とする。したがって以下の議論では、これらの「某某夫人」や姬に含まれない「良人」を除外して進めることにする。なお、南越文王趙昧の墓からは「右夫人璽」の金印や「左夫人印」・「蔡夫人印」・「□夫人印」(□は判読できないことを表す)の鍍金銅印が出土している。しかし、南越王墓からは「文帝行璽」の金印が出土し、南越国時期の淘金坑からは「長秋居室」と刻まれた陶瓮が出土しているように(長秋は漢皇后の住む宮殿の名称)、武帝期に漢帝国内に取り込まれる以前の南越王は南越国内では皇帝として振る舞っていた。つまり南越王国での「夫人」例も、諸侯王の側室の称号例として扱うことはできない。

⑭ 『漢書』外戚伝の「上家人子、中家人子視有秩斗食云。」に、顔師古は「家人子者、言採択良家子以入宮、未有職号、但称家人子也。」と注をつけている。

⑮ 『漢書』高五王伝菑川王終古条に「事下丞相御史、奏終古位諸侯王、以令置八子、秩比六百石、所以広嗣重祖也。」とある(時の菑川王終古は宣帝期に即位)。

## 三　皇后位の確立と「漢家の制」

### (一) 前漢末期の政治的変動と皇后位の確立

ここまで、皇帝の母・妻妾の称号や位置づけに、皇帝の立場や皇帝と諸侯王との関係性を反映した変化が見られることを述べてきた。それはとりもなおさず、皇后や皇太后が皇帝と最も「親」であったからである。彼女らの地位は、前漢末に哀帝や王莽が登場して以降、さらに大きな変化を遂げることになる。

元帝と王皇后(以下、元后という)の子である成帝は、子がいないために定陶王の劉欣を皇太子とする。これが哀帝であ

るが、祖母傅氏（元帝の側室）や母丁氏の尊号、待遇や哀帝との関係をめぐって問題が起こる。

哀帝は即位すると、元后を太皇太后に、成帝皇后趙氏を皇太后に尊ぶ。このとき傅氏や丁氏には特に尊号は贈られていないが、董宏や趙玄らによって丁氏を皇太后にという動きがあった。大司馬王莽や左将軍師丹らが「皇太后は至尊の号」（『漢書』巻八十六師丹伝）であるとして強く反対したため、即位当初の哀帝は謙譲して王莽等に従い、皇太后号が贈られることはなかった。

しかし、その後王莽が官を辞すと、綏和二年（前七）五月、哀帝は父の定陶恭王を恭皇とした上で、傅氏を恭皇太后に、丁氏を恭皇后に尊ぶ。このときも師丹はただ一人反対したが、有司の議によって尊号が贈られた。

翌建平元年（前六）四月には、それぞれを帝太太后と帝太后に尊ぶ。これによって、傅氏や丁氏は「太皇太后及び皇太后と同尊」（『漢書』師丹伝）となったという。六月に丁氏は亡くなるが、建平四年に傅氏はさらに皇太太后に尊ばれている。

哀帝とその私親すなわち傅氏・丁氏らとの関係は、成帝期の立太子時に既に問題となっている。そのときは有司の議によって皇太子（哀帝）は私親と会うことができないという結論が出され、成帝も「復た私親を顧みるを得ず」と言っている。結局は元后が特別に傅氏に対してのみ皇太子に会いに行くことを許したのであるが、傍系出身の皇帝と私親の関係はかくも議論となる問題であった。

そして成帝期の結論の趣旨とは反対に、哀帝によって私親が尊ばれた結果が、正統であるべき元后の権威低下である。太皇太后と同じ待遇となった傅氏は、元后に対して「嫗」と言うなど、哀帝の祖母として驕るようになる。傅氏が亡くなると、元帝皇后たる元后が健在であるにもかかわらず、傅氏は孝元皇后と称され渭陵（元帝陵）に合葬されるに至るのである。

一方、成帝皇后であった趙皇太后は、哀帝が皇太子に立てられる時に傅氏から賂を受けて力添えをしたため、傅氏らと

対立関係になることはなかった。むしろ、趙氏が成帝の皇子を殺害した罪に問われたとき、哀帝や傅氏は厳しい追及を避けさせ趙皇太后は傅氏に心を寄せたというから（『漢書』外戚伝孝成趙皇后条）、良好な関係にあったのであろう。

このように、哀帝期は元后が宮中において孤立していた時期であり、（太）皇太后の地位が決して確固としたものではなく、現皇帝の祖母とは言え先帝側室に脅かされることもあったことがわかる。

しかし、哀帝の崩御により状況は大きく変わる。元寿二年（前一）六月、哀帝が崩御すると、璽綬をいちはやく手にした元后が復権する。哀帝派である傅氏・丁氏一族を追放し大司馬董賢に代えて王莽を大司馬とし、趙皇太后を孝成皇后に降格させた上で、九月に中山王劉衎を皇帝として迎えるのである。これが平帝である。

こののち王莽はさらに傅氏・丁氏の尊号剝奪や改葬を進める。『漢書』外戚伝定陶丁姫条に次のようにある。

> 元始五年、莽復た言えらく、「共王母、丁姫は前に臣妾たらず、渭陵に葬らるに至り、冢は高さを元帝山と斉しくし、帝太后・皇太后の璽綬を懐きて以て葬らるるは、礼に応ぜず。礼に改葬有れば、請うらくは共王母及び丁姫の冢を発き、其の璽綬を取り消滅せしめ、共王母及び丁姫を徙して定陶に帰し、共王の冢次に葬り、而して丁姫を葬ること其の故に復せしめんことを。」と。

これより先、既に皇太太后・帝太后の尊号を剝奪し、傅氏を定陶共王母、丁氏を丁姫と号を改めていたが、さらに皇太太后・帝太后の璽綬を懐いて葬られたままになっていることを問題視したのである。

傅氏・丁氏一族の追放が王氏政権の当面の運営に必要な即効性ある現実的要求であるのに対し、既に死している傅氏らの尊号剝奪や改葬は必ずしもそうではない。事実、それらは王氏復権からやや間があって行われており、特に改葬に関しては元后が躊躇しているのを王莽が押し切って行っており、王莽の政策方針の上で行われたと考えられる。もともと、孝元皇后として葬られた傅氏を否定する必要はあったものの、平帝が即位して五年も経ってからなぜ王莽は改葬を進めたの

であろうか。

おそらく正統たる元后の地位を確固たるものとするためであろう。尊号の剝奪や孝元皇后としての渭陵合葬を改めることは、いずれも傅氏の正統性を奪うことになるからである。元后にとって最も根元的な地位は（元帝の）皇后であったことであり、そこにこそ元后の正統性が求められる。王莽は、傅氏の尊号を剝奪することで側室の尊号を許さないことを示し、また孝元皇后として埋葬された傅氏を改葬することで側室はいかなることがあっても皇后と呼ばれることはないことを示したのである。それによって、王莽は元后の地位に拠る外戚として自身の執権を安定させようとしたのである。哀帝期のように時の皇帝の私親に脅かされることのないよう、妻妾の別を明らかにすることを表向きは主張しつつ、実際は皇后の地位とそこから生じる（太）皇太后の地位を確かにし、王莽自身の政治的基盤を強化することを意図しているのである。

皇后の地位確立に向けた動きは他にも見られる。王莽はまた、自身の娘を平帝の皇后に立てるとき、婚姻儀礼を具えて立后を行っている。これ以前の立后は婕妤や皇太子妃を経ることが多く、昭帝上官皇后や元后もまず婕妤となってから皇后に昇格している。直接皇后に立てられたのは恵帝の張后以来であり、婚姻儀礼たる六礼（納采・問名・納吉・納徴・請期・親迎）を具えての立后は初めてである。『漢書』外戚伝孝平王皇后条に次のようにある（丸数字は引用者が付した）。

> 莽 霍光故事に依り、女を以て帝に配さんと欲し、…（略）…太后 已むを得ず之を許し、①長楽少府夏侯藩・宗正劉宏・少府宗伯鳳・尚書令平晏を遣わし納采せしめ、②太師光・大司徒馬宮・大司空甄豊・左将軍孫建・執金吾尹賞・行太常事太中大夫劉歆及び太卜・太史令以下四十九人 皮弁素績を賜い、③礼を以て卜筮を雑え、太牢もて宗廟を祠り、④吉月日を待つ。明年春、⑤大司徒宮・大司空豊・左将軍建・右将軍甄邯・光禄大夫歆を遣わし乗輿に法駕を奉じて、皇后を安漢公第に迎う。宮・豊・歆 皇后に璽紱を授け、車に登り警蹕を称し、便時に上林延寿門より未央宮前殿に入る。群臣 位に就きて礼を行い、天下に大赦す。

①が納采で、これが問名も兼ねている。②が納徴、③が納吉であり、④が請期に当たる。そして、⑤で皇帝の代わりに大臣等を遣わして皇后を迎えさせ、親迎に代えているのであろう。[1] 六礼は夫婦一体思想に基づく儀礼であり、六礼や夫婦一体思想は『儀礼』士昏礼や『礼記』昏義に記され当時広く認知されていた。[2] 六礼を具えて立后を行うことによって、夫婦一体思想を介して皇帝と皇后とを一体なる夫婦とみなし、皇后の地位が皇帝に匹敵するほどであることが明確に示されることになったはずである。

さらに、立后三ヶ月を経て、外戚伝に「礼を以て高廟に見ゆ」とあり平帝紀にも「皇后 高廟に見ゆ」とあるように、王皇后は高廟に謁見する。その意味は、高廟は皇帝即位儀礼において天命を受ける場であるから、それに準ずる意味、すなわち皇帝の受ける天命を補佐することの承認であろう。天命に言及される皇后はこれまでにもあったが、[3] 本紀において謁廟が記されるのは他には昭帝上官皇后のみである。立后の年月日が記されている皇后は多く、謁廟も記録に残されてしかるべきであるが、それがないということは王皇后の謁廟のように重要性をもった儀礼としては謁廟が行われていなかったとみてよいだろう。王皇后の立后から謁廟に至るまでの儀礼が、これまでにないほど整備されて行われたのである。高祖が完成した長楽宮での儀礼を見て「吾迺ち今日皇帝の貴たるを知るなり」(『史記』巻九十九叔孫通列伝)と言ったように、儀礼は地位の「貴」を可視化して広く示すものであった。王皇后の立后儀礼は、皇后の「貴」を明確に示すことになったはずである。

平帝の皇后に自身の娘を立てたことからみると、王莽は単に皇后の地位を確立させ、それによって元后の地位を不動のものとしようとしただけではないことがわかる。元后は平帝が即位したとき既に七十代と高齢であり、外戚として元后だけを政治的基盤とするのは長期的には不安が残る。そのため皇后の地位を確立させ元后の地位を確実なものにする一方で、自身の娘を皇后にし皇后の父あるいは将来の皇太后の父としての基盤をも作り上げようとしていたのである。

以上のように、王莽期においては皇后の「貴」なる地位を繰り返し確認している。表向きは妻妾を明確に区別すること

を目的とするが、実際には正統たる元后の地位を確固にして外戚としての政治的基盤を安泰にせんとする王莽の意図があった。彼は、時の皇帝個人から信任を得てそれを政治的基盤として執権するのではなく、皇后とそこから生じる（太）皇太后の地位に政治的基盤を求めたのである。さらに自身の娘を皇后にすることで、長期に亘って権力を掌握することをも企図した。周知のように、王莽は漢の臣下で在り続けるのではなく皇帝となる道を選び、そうした方針は長くは続かなかったが、これらの王莽期の政策は皇后や皇太后という地位に大きな影響を与えることになるのである。

## （二）「漢家の制」の変容

漢以前、君主の母は嫡妻でなくとも尊号を贈られてきた。戦国秦の称王以後を見てみよう。

戦国秦で初めて王を称したのは恵文王である。その子の武王は事故で急死し、異母弟の昭襄王が側室の子ながら混乱を制して王に即位する。この即位に功があったのが生母の芈八子とその異父弟の魏冉である。そこで「芈八子の号を宣太后と為す」（『史記』巻七十二穰侯列伝）。これが『史記』における秦の太后の初出である。④

昭襄王の嫡妻には子がなく、昭襄王が亡くなると側室である唐八子の子が王となる（孝文王）。このとき唐八子は既に亡くなっていたが、孝文王は亡き母に唐太后という尊号を贈る。

孝文王はすぐに亡くなり、嫡妻に子がないためにまたも側室の子が即位する（荘襄王）。荘襄王も例に漏れず、実母を尊んで夏太后とする。それまでと違うのは孝文王の嫡妻も尊んで華陽太后とし、二太后を並列したことである。どちらも尊ぶ形ではあるが、妻妾を同列にしており実態は生母の格上げである。

このように戦国秦の諸王は生母を太后に尊んできた。文帝が薄氏を皇太后に尊んだことは、こうした戦国秦以来の潮流に位置づけられるものであった。一方で、薄氏の例は漢皇帝も生母（非嫡母）を皇太后に尊んだ最初の例となり、以後の非嫡子の皇帝たちも私親を尊ぶことになる。例えば昭帝は武帝の趙婕妤の子であるが、即位後、既に死している母・趙氏

に皇太后を追尊している。宣帝も父の史皇孫を悼皇に尊んだ上で、亡き母を悼后としている。

これらの延長上に哀帝期の尊号問題がある。漢代の歴史からすれば、傅氏を尊ぶのは慣例とも言える。だからこそ尊号を贈る詔で「漢家の制は、親親を推して以て尊尊を顕らかにす。」（『漢書』哀帝紀）と「漢家の制」という故事に言及されたのであり、その意味で「漢家の制」は文帝に始まるのである。この部分に顔師古が「天子の至親、当に尊号を極むべし。」と注をつけているように、皇帝と最も「親」なる者を最も「尊」とみなす故事であった。だから元后と傅氏は、元帝の世には皇后と昭儀で、成帝の世には皇太后と定陶王太后という関係であったが、哀帝の世では同格として扱われたのである。

こうした秩序立ては皇帝個人からの（実際の血縁・婚姻関係による）親近的距離を基準としており、皇帝がいかに「貴」であって秩序の中心であるかを明瞭にするものである。だからこそ、文帝が代王から皇帝に即位したとき、母を皇太后にすることが有用であったのであり、そうすることでこれから即位して秩序の中心となるのは文帝であることを明示したのである。皇帝にとっては自身の権威を高め確認できる点に意義のある秩序立てと言える。また、皇帝個人に付帯する勢力（例えば哀帝期の董賢等）にとっては、「漢家の制」が皇帝に阿諛追従するときの典拠であり、論法となるのである。非嫡子の皇帝である哀帝や平帝、和帝の世に、皇帝の私親を優遇するための論法として「漢家の制」や「漢家の旧典」が史料に現れる所以である。

しかし、「漢家の制」は非嫡子の皇帝が即位したとき、既に構築された尊卑秩序が一変する可能性を孕んでいる。実際に、昭帝や哀帝は私親を至尊の地位である皇太后（皇太太后）に尊んで前代の秩序に変化を加えたり、宣帝も昭帝を嗣ぐ形で即位しながら父母を尊位に即けたりと、恣意的とも言える皇帝の意向によって秩序を変容させている。特に成帝から哀帝期にかけては非傅氏派の失脚により政治方針すら転換することとなり、政治的安定の面では障害となることが多かった。哀帝期の師丹のように、尊卑は「天地の位」であって乱してはならず、人主のすべきことではないと主張する者もい

たものの、そうした認識が広く共有されていたわけではなかった。ここに、「漢家の制」が安定的体制を実現するための最善の尊卑秩序の構築方法ではないことが見て取れる。

王莽期の方針はそうした点を変化させることとなる。妻妾の別を明確にし皇后の地位の「貴」を儀礼によって繰り返し確認することで、皇帝の妻としての皇后の地位を確固としたのである。皇后こそが皇太后となるための基本的地位かつ前提条件であるとの認識が共有されたとき、たとえ皇后に所生の子がなく側室所生の皇太子が新皇帝に即位したとしても、妻妾関係や皇后と皇太子の礼制上の「母子」関係（すなわち皇太后と皇帝の礼制上の「母子」関係）も基本的に変わらず、秩序の逆転が起こりえなくなる。前掲谷口やすよ「漢代の皇后権」は皇太后が皇后の地位から副次的に生ずるものとしているが、それは王莽以後のことで王莽輔政期から後漢にかけてようやく確立したものである。

後漢になっても、皇太后となるための基本的地位かつ前提条件が皇后であることは変わらず継承される。明帝皇后馬氏は子がなかったが章帝の皇太后となり、章帝の生母・賈貴人は尊号を得ることがなかった。章帝皇后竇氏も和帝の生母ではないが皇太后となって臨朝している。皇后の地位の確立は、血縁による実際の母子関係に左右されない安定的体制をもたらしたのである。

① 天子の親迎について、前掲保科季子「天子の好逑」は天子の地位の超越性と皇后との夫婦としての一体性が矛盾を抱えていたことを指摘している。天子の婚姻全般については楊樹達『漢代婚喪礼俗考』（華世出版社、一九三三）がある。

② 哀帝は母丁氏が亡くなったとき、「朕聞夫婦一体。詩云、「穀則異室、死則同穴。」」と述べ、丁氏を父恭皇と合葬している。夫婦一体思想が皇帝一家にも適用されており、広く認知されていた明証である。

③ 例えば、武帝の陳皇后や宣帝の霍皇后は廃后されるとき、どちらも策において「不可以承天命」と結論づけられている。

④ 恵文王の妻・恵文后は子の武王期にも太后と呼ばれることなく恵文后と呼ばれることから、昭襄王以前は太后号が確立していなかったのかもしれない（武王の妻は魏の王女で、武王死後、魏に逐われているため、太后と呼ばれる機会はなかったと考えられる）。秦漢以前の王の母については岡安勇「「皇太后」号成立以前の王母について」（『史観』一一二、一九八五）があり、春秋時代、諸侯の妻と母は区別されずにともに「夫人」と呼ばれたと指摘している。

## 結　論

以上本稿で考察してきた結果をまとめてみよう。

①文帝母の薄氏の皇太后号は、文帝が既に代王ではなく皇帝であることを徹底するために贈られたもので、これがのちに「漢家の制」の始まりとして回顧されることになった。

②漢初において非常に高い地位と認識された諸侯王母の王太后（皇帝の側室）は、徐々にその権威を低下させ、それに伴って皇帝の正室たる皇后は相対的に権威を増した。

③側室の称号には、皇帝の後宮と諸侯王の後宮とで差等がつけられていた。称号の変化は官名変更等の諸侯王対策と連動しており、皇帝と諸侯王との地位の高下を明瞭にする役割を果たしていた。

④王莽の政治的基盤強化のための政策により、皇后は皇太后となるための基本的地位かつ前提条件として認識されるようになった。それに伴って非嫡子の皇帝が即位しても既に構築された尊卑秩序は維持され、それは安定的体制をもたらすものであった。

この考察結果からは、皇后や皇太后が皇帝の「貴」にいかに深く関わる存在であったかがわかる。皇后や皇太后は皇帝に最も近しい存在であるが故に、その位置づけは漢代を通じて対諸侯王を強く意識されて（相対的なものも含めて）変容していた。皇帝に近ければ近いほど「貴」であるべきだという思想は、文帝期の賈誼の『新書』等斉に既に見られる（本論で見たように、諸侯王の「親」と「妃」の称号を「后」から格下げせよという賈誼の主張は、後漢に至ってようやく実行されることになる）。

天子の親の号を太后と云い、諸侯の親の号を太后と云う。天子の妃の号を后と曰い、諸侯の妃の号を后と曰う。然らば則ち諸侯何ぞ

損じ、而して天子何ぞ加えんや。妻既已に同じくすれば、則ち夫何ぞ以て異ならん。

皇帝に最も近しいからには、その位置づけは尊卑秩序ひいては支配秩序と切り離すことはできない。皇帝の「親親」が「尊尊」でなければならない所以である。その伝統が前漢末においては「漢家の制」と見なされたのである。それは時の皇帝個人との実際の血縁・姻戚関係の距離によって構築される秩序であるが、王莽期を経て、皇帝位継承によって生じる先代皇帝と現皇帝との礼制上の父子関係を媒介とした礼制的関係を基準とした秩序へと移行していく。実際の血縁や姻戚関係に左右されることのない体制となり、皇后・皇太后位が安定的なものとして確立されたのである。そのことが皇帝を中心とする支配体制に安定性をもたらす。後漢初期の皇后が、皇帝に即位した明帝や章帝、和帝が所生の子でなくとも安定的に皇太后となり、皇帝生母との政治的対立が深まることがなかったのは、皇后位が確立していたからこそであろう。皇后・皇太后が皇帝の専制支配に及ぼす影響の大きさを物語っている。

しかし、彼女らが皇帝による専制支配を常に助長していたのではないことは周知の通りである。この「漢家の制」からの脱皮、すなわち確立された皇后の地位は、後漢の皇太后の相次ぐ臨朝称制の要因のひとつとなったと考えられる。

また、後漢最初の臨朝称制者である竇太后（章帝皇后）が崩御した途端、本稿冒頭に掲げた「漢家の旧典」（『後漢書』梁統列伝子竦条）が再び姿を見せるのは偶然ではなかろう。皇后位が確立した後漢においては、基本的には皇后が安定的に皇太后となり状況によっては臨朝称制も行っていくのであるが、皇帝個人や皇帝生母に付帯する勢力が依然「漢家の制」「漢家の旧典」という故事を持ち出し皇帝生母の地位上昇を目指す方向も看取できる。こうした方向や相次ぐ臨朝称制は皇后・皇太后位に更なる変容を迫ったと考えられるが、後漢の皇后・皇太后をめぐる展開については今後の課題としたい。

（関西学院大学大学院文学研究科博士課程後期課程）

# The *Huanghou* and *Huangtaihou* in the Hanjia Institution

by

YASUNAGA Tomoaki

The Former Han period was that of the establishment of the broad framework of the imperial system, and a body of studies on the Former Han has been compiled, but the structure of the status order of the elite of the Han Empire has not been examined sufficiently. The status order of the elite was both a large-scale framework within the imperial system, but as it was also deeply related to concept of political rule during the period, elucidating it is a necessary step in clarifying the rule of the emperor during the Han period. In this article, I focus on the fact that the institution of the Hanjia (漢家之制：the ruling house of the Han), which entailed favoring the mother of the reigning emperor, is concentrated in historical sources from the last period of the Former Han and the early period of the Latter Han, and aim to elucidate the process of the establishment of imperial rule in the Han period by clarifying the changes in the status of the *huanghou* (皇后：empress) and *huangtaihou* (皇太后：empress dowager).

In this article, I carefully re-examine the appellations *huanghou* and *huangtaihou* and those for the consorts of the emperors, and the fact that I compare the inner courts of the emperors with those of the Feudal Lords is a methodological characteristic of this study. Previous research has employed the actions of the *huanghou* and *huangtaihou* as the object of study, yet these were governed not only by these women's individual characters but also frequently limited by political circumstances and are thus not appropriate for an objective diachronic approach. From this point of view, taking the absolute change of appellations in the inner court, and making a comparison of the inner courts of the emperor and those of the Feudal Lords are convenient ways to grasp relative changes during the Han Empire, and effective in marking the changes in the position of the *huanghou* and *huangtaihou*.

As a result of this consideration, it has become clear that the status of the *huanghou* and *huangtaihou* were intimately related to that of the emperor and an impetus for the growth of the system of imperial rule. In the Former

Han monarchy the status of the *huanghou* and *huangtaihou* continued to be elevated, in contrast to that of wives and mothers of the Feudal Lords, in order to increase reverence for the emperor, and this was ultimately because they were wives or mothers of an emperor. Before the *huangtaihou* was appeared as appellation of mother of emperor in the historical material, Empress Lu (呂后), the wife of Emperor Gao Zu (高祖), was in particular called *huangtaihou* by her ministers as she ruled with the heir following her husband's death, and based of this, Emperor Wen Di (文帝), who had risen to the rank of emperor from that of Lord, honored his mother Consort Bo (薄氏) by calling her *huangtaihou*, which is a representative example of this trend. As Emperor Wen Di was no longer a Feudal Lord but an emperor his mother Consort Bo was not to be addressed as a mother of a Lord (王太后 : *wangtaihou*) and must be called by the appellation fit for the mother of an emperor. Empress Lu and Consort Bo were related to Emperor Gao Zu as wife and concubine, but what was important was the sole fact that they were mothers of emperors. It was necessary to honor Consort Bo with the title *huangtaihou* as Empress Lu had been. In this manner, this way of ordering the world (called the Hanjia Institution at the close of the Former Han) used actual relationships to an emperor by blood or marriage as the criteria. On the one hand, the status of consorts of the emperor was elevated in relative terms, but the consorts of the Feudal Lords could not use high-status appellations, and they received little financial support.

In this ordering of the world, the tendency to favor the mother was visible prior to the Han, and it can be located as an undercurrent from the Qin of the Warring States Period. The Hanjia Institution can be understood as demonstrating ultimate reverence for the emperor on the one hand, but as each emperor constructed the order, the reversal of the status order could occur and become a cause of political confrontation.

However, the status of the *huanghou* and *huangtaihou* was firmly established through the impetus of the strengthening of Wang Mang (王莽)' s power base at the end of the Former Han, and this also led to changes in criteria for ordering the world. While Wang Mang was the nephew of the *taihuangtaihou* (太皇太后 : grand empress dowager), as he lost power in the period of Emperor Ai Di (哀帝) and suffered bitter setbacks, he aimed to enhance the status of the *huanghou*, which was the fundamental position of the *taihuangtaihou*, in order to harden his political base. As a result, the status of the *huanghou* became recognized as the fundamental position for becoming *huangtaihou*, and a consort would never again become *huangtaihou*

in place of the *huanghou*. This was a shift from ordering the world based on actual blood relationships to the emperor to one of ordering the world based on relations in a ritual system based on the medium of parent-child relations of a ritual system born out of the imperial succession. Thus, there would be no reversal in the status order, and political turmoil caused by confrontation between the *huangtaihou* and the mother of the emperor was avoided. The establishment of the status of the *huanghou* brought about a stable system of imperial rule that was not swayed by actual blood relations.

## Household Registers of Taihō 2 and *Kikō*

by

HONJO Fusako

The goal of this paper is to clarify the principles and transformation of the system of ancient household registers (*koseki* 戸籍) in Japan through a comparative analysis of the household registers of Mino province and the Saikaidō region that are dated Taihō 2 (702) and elucidate the term *kikō* (寄口), which indicated a particular member of a household designated *kokō* (戸口) within these registers.

The understanding that the *ko* (戸 ; a sort of household) seen in the ancient household register system did not refer to an actual family but was an artificial unit created in response to administrative needs is the scholarly consensus today. If one were thereby to employ household registers as primary sources in an attempt to grasp the historical reality of ancient society, one must clarify the principle on which the household registers were compiled.

*Kikō*, the special object of analysis in this paper, is an appellation for the residents (*kokō*) whose relationship to the main householder is not clearly identified in the household record, and they are concentrated in the both household records dated Taihō 2. In regard to the *kikō*, there has been debate over whether they were related to the main householder and their origins, and these debates have not been resolved. Yet, the current arguments over *kikō* have exaggerated the search for the general characteristic of the *kikō* to the extent that its changes over time have hardly been considered. This article is particularly concerned with this point.